

しずおかししょう ふくし かん ちょうさ
静岡市障がい福祉に関するアンケート調査
きょうりょく ねが
～ご協力のお願い～

ひごろ ほんししょう ふくしぎょうせい りかい きょうりょく
 日頃より、本市障がい福祉行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

しずおかし れいわ ねんど さくてい しずおかししょう しやきょうせい けいかく れいわ ねんど
 静岡市では、令和2年度に策定した「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（令和3年度
 から令和5年度まで）」に基づき、障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支え合
 い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現を目指して、障が
 い者福祉施策を推進しています。この計画は、障がいのある人を取り巻く環境の変化や
 せいど かいせいとう たいおう ねん さくてい なお
 制度の改正等に対応するため、3年ごとに策定し直します。

れいわ ねんど はじ じき しずおかししょう しやきょうせい けいかく
 つきましては、令和6年度から始まる次期「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」の
 さくてい みなさま にちじょうせいかつ じょうきょう いけん うかが けいかく き そしりょう
 策定にあたり、皆様の日常生活の状況やご意見をお伺いし、計画づくりの基礎資料とす
 るため、アンケート調査を実施いたします。

いそが ますう か ちょうさ きょうりょく ねが
 お忙しいところお手数をお掛けしますが、調査へのご協力をお願いいたします。

ちょうさ しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう とくていりりょうひ してい
 この調査では、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特定医療費（指定
 なんびょう じゆきやうしゃしょう も かたおよ ほんたつしょう しんだん かた なか むさくい じん
 難病）受給者証をお持ちの方及び発達障がいの診断のある方の中から無作為に5,000人
 えら ちょうさひょう そうふ こと ないよう すべ
 を選び、調査票を送付させていただきました。お答えいただいた内容については、全て
 とうけいてき しょうり ちょうさもくてきがい しょう けつ あんしん こと
 統計的に処理し、調査目的以外に使用することは決してありませんので、安心してお答えく
 ださい。

ちょうさ しゆし りかい きょうりょく ねが
 調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

れいわ ねん がつ しずおかし
 令和4年11月 静岡市

【ご記入にあたってのお願い】

1. 調査票や封筒に、お名前やご住所を記入する必要はありません。
2. 記入は、黒の鉛筆又はボールペンでお願いします。
3. この調査票では、宛名の方が「ご本人（あなた）」です。できるだけご本人がお答えください。ただし、ご本人が答えられないときは、家族の方などがご本人の意見を聞いて、又はご本人の立場に立ってお答えください。また、問10の付問②③は介助者又は支援者が、問33は保護者がお答えください。
4. 質問のお答えは、設問ごとに（○は1つ）、（○は3つまで）などそれぞれ指定されていますので、説明にしたがってお答えください。指定されている数よりも該当する選択肢が多い場合は、ご自身のご判断で優先順位の高いものからお答えください。
5. 「障害者手帳」や「障害福祉サービス受給者証（又は通所受給者証）」などを参考にお答えください。
6. ご記入いただきました調査票は、**令和4年12月16日（金曜日）まで**に、同封の返信用封筒に入れて返送してください。切手を貼る必要はありません。
7. 点字版の調査票が必要な場合は、下記「お問合せ先」までご連絡ください。
8. 質問については、ご協力いただける範囲のなかでお答えください。
9. 回答にあたって、分からないことなどがありましたら、お気軽に下記「お問合せ先」にご連絡ください。

お問合せ先

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部

障害福祉企画課 企画管理係

電話：054-221-1197

FAX：054-221-1494

メール：shougai Fukushi@city.shizuoka.lg.jp

【1. 属性・障がいについて】

【問1】この調査票をお答えになる方はどなたですか。(〇は1つ)

- | | |
|---|------------------------------------------|
| 1 | 本人が答える |
| 2 | 本人の意見を聞いて、家族や支援者などが代わって答える |
| 3 | 本人の意見を確認することが難しいので、本人の立場に立って家族や支援者などが答える |
| | ※支援者には、ヘルパーや施設職員を含みます |

【問2】あなた(ご本人)のことについて、お伺いします。

(1) 性別 (〇は1つ)	1 男性	2 女性	3 回答しない
(2) 年齢 ※令和4年12月1日現在	_____ 歳		
(3) お住まいの区 (〇は1つ)	1 葵区	3 清水区	
	2 駿河区	4 その他 ()	

【問3】 あなたの^{てちょう しゅらい ていど おし}手帳の種類と程度を教えてください。(あてはまるもの全てに○)

また、^{なんびょう}難病のある方は、()^{ない びょうめいまた ばんごう きにやう}内に病名又は番号をご記入ください。

	区 分		等 級						
	1	2	3	4	5	6	7		
(1) ^{しんたいしやうがいしやてちやう} 身体障害者手帳 (○はいくつでも)	^{しかくしやう} 視覚障がい								
	^{ちやうかく へいこうきのうしやう} 聴覚・平衡機能障がい								
	^{おんこく げんご せうしやう} 音声・言語・そしゃく機能障がい								
	^{したいふじやう じやうし} 肢体不自由 (上肢)								
	^{したいふじやう かし} 肢体不自由 (下肢)								
	^{したいふじやう たいかん} 肢体不自由 (体幹)								
	^{のうげんせいじやう しやうどうきのうしやう} 脳原性上肢運動機能障がい								
	^{のうげんせいじやう どうどうきのうしやう} 脳原性移動運動機能障がい								
	^{ないぶしやう} 内部障がい ※複数ある場合は重い等級に○								
(2) ^{りやういくてちやう} 療育手帳 (○は1つ)	^{ていど} (程度) 1 A 2 B								
(3) ^{せいしんしやうがいしやけんふくしてちやう} 精神障害者保健福祉手帳 (○は1つ)	^{ていど} (程度) 1 1級 2 2級 3 3級								
(4) ^{していなびやう} 指定難病	^{びょうめいまた ばんごう} 病名又は番号 () ※P36～38の「指定難病一覧」からお選びください								

【問4】 次^{つぎ なか}の中から、あなたがお持ちのものをお答え^{こた}ください。(○はいくつでも)

1 ^{じりつしえんいりやう せいしんつういんいりやう じよきやうしやしやう} 自立支援医療 (精神通院医療) 受給者証を持っている
2 ^{とくていりやうひ していなびやう じよきやうしやしやう} 特定医療費 (指定難病) 受給者証を持っている
3 ^も どちらも持っていない

【問5】 あなたは、^{こうじのうきのうしやうがい しんだん}高次脳機能障害と診断されていますか。(○は1つ)

1 ^{しんだん} 診断されている	2 ^{しんだん} 診断されていない
---------------------------	----------------------------

【問6】発達障がいの診断を受けていますか。(〇は1つ)

- 1 受けている
- 2 受けていない
- 3 医療機関を受診したが診断は受けていない
- 4 受診を勧められているが未受診

→付問① その診断名をお答えください。(〇はいくつでも)

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1 自閉症スペクトラム | 4 学習障害(LD) |
| 2 広汎性発達障害 | 5 アスペルガー症候群 |
| 3 注意欠陥多動性障害(ADHD) | 6 その他() |

→付問② 診断を受けた時期をお答えください。(〇は1つ)

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 0歳～6歳(小学校入学前) | 6 30歳～39歳 |
| 2 6歳～12歳(小学生) | 7 40歳～49歳 |
| 3 12歳～15歳(中学生) | 8 50歳～59歳 |
| 4 15歳～18歳(高校生) | 9 60歳以上 |
| 5 18歳～29歳(高校卒業後) | |

→付問③ あなたは、発達障がいに関する支援を受けていますか。また、受けている場合はいつからですか。(〇は1つ)

- | | |
|-------------------|--------------------|
| 1 支援を受けていない | 6 10歳～12歳(小学生5～6年) |
| 2 0歳～3歳 | 7 12歳～15歳(中学生) |
| 3 4歳～6歳(小学校入学前) | 8 15歳～18歳(高校生) |
| 4 6歳～8歳(小学生1～2年) | 9 18歳以上(高校卒業後) |
| 5 8歳～10歳(小学生3～4年) | |

【問7】あなたは、日常的に医療的ケアを受けていますか。（〇はいくつでも）

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 1 人工呼吸器の管理 | 8 中心静脈栄養 |
| 2 気管切開の手当（カニューレ交換・消毒） | 9 人工肛門の処置 |
| 3 酸素吸入 | 10 導尿（自己導尿を含む） |
| 4 たん吸引（気管・鼻腔・口腔） | 11 鼻咽頭エアウェイ |
| 5 腹膜透析 | 12 その他 |
| 6 経管栄養（鼻から・胃ろう・腸ろう） | （ ） |
| 7 インスリン注射 | 13 医療的ケアは受けていない |

【問8】ご本人が40歳以上の場合にお答えください（40歳未満の方は問9へ）。

あなたは、介護保険の要介護認定を受けていますか。受けている方は、要介護度をお答えください。（〇は1つ）

- | | | | |
|--------|--------|----------------|--------|
| 1 要支援1 | 4 要介護2 | 7 要介護5 | 10 申請中 |
| 2 要支援2 | 5 要介護3 | 8 非該当（審査判定の結果） | |
| 3 要介護1 | 6 要介護4 | 9 申請していない | |

【2. ご家族や支援者について】

【問9】あなたは、どなたと一緒に暮らしていますか。（〇はいくつでも）

- | | |
|---------------|------------------------|
| 1 一人暮らし | 7 兄弟姉妹 |
| 2 父（自分の父） | 8 祖父母 |
| 3 母（自分の母） | 9 義理の父・母 |
| 4 夫または妻 | 10 グループホームや入所施設を利用している |
| 5 子ども（自分の子ども） | 11 その他（ ） |
| 6 子どもの夫または妻 | |

【問10】あなたは、普段の生活で介助又は支援を必要としていますか。（○は1つ）

- 1 必要としている 2 必要としていない ⇒問11へ

付問① 主な介助者又は支援者は誰ですか。（○は1つ）

- | | | |
|---------------|----------|--------------------------------|
| 1 父（自分の父） | 6 兄弟姉妹 | 11 ホームヘルパー |
| 2 母（自分の母） | 7 祖父母 | 12 入所施設の職員 |
| 3 夫または妻 | 8 義理の父・母 | 13 ボランティア |
| 4 子ども（自分の子ども） | 9 親せき | 14 成年後見人・保佐人・補助人 |
| 5 子どもの夫または妻 | 10 友人・知人 | 15 その他（ ） |

付問② 介助・支援をしている方にお伺いします。

主な介助者又は支援者の年齢はいくつですか。（○は1つ）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 20歳未満 | 4 40歳～49歳 | 7 70歳～79歳 |
| 2 20歳～29歳 | 5 50歳～59歳 | 8 80歳以上 |
| 3 30歳～39歳 | 6 60歳～69歳 | |

付問③ 介助・支援をしている方にお伺いします。

介助・支援をされていて困ることは何ですか。（○は3つまで）

- | | |
|---------------------|--------------------------------|
| 1 自分の健康に不安がある | 10 休養や息抜きの時間がない |
| 2 自分も、介助・支援を必要としている | 11 自分が介助できなくなったときの生活に不安がある |
| 3 代わりに介助・支援する人がいない | 12 65歳以上になったときの福祉サービスの变化に不安がある |
| 4 身体的な負担が大きい | 13 困ったときの相談先が分からない |
| 5 精神的な負担が大きい | 14 その他（ ） |
| 6 経済的な負担が大きい | 15 特に困っていることはない |
| 7 災害時や緊急時の対応に不安がある | |
| 8 仕事や学業に支障がある（できない） | |
| 9 旅行や外出がむずかしい | |

【3. にちじょうせいかつ日常生活について】

【問11】あなたは、にちちゅう日中は主おもにどこで過すごしていますか。(〇は1つ)

- | | |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | <small>ほいくえん ようちえん</small> 保育園・幼稚園・ <small>えん がっこう</small> こども園・学校 <small>(せんもんがっこう だいがく みく)</small> (専門学校・大学を含む)に通 <small>かよ</small> っている |
| 2 | <small>しせつ さぎょうしょ</small> 施設・作業所・ <small>じぎょうしょ</small> 事業所など <small>かよ</small> に通っている |
| 3 | <small>しせつ にゅうしょ</small> 施設に入所 <small>かよ</small> している |
| 4 | <small>みんかんきぎょう こうきょうしせつ</small> 民間企業や公共施設などの <small>しよくば こじん かいしゃ みせ ほか</small> 職場や個人の会社、店で働 <small>はたら</small> いている |
| 5 | <small>いえ</small> 家 <small>かよ</small> にいる |
| 6 | <small>びょういん にゅういん</small> 病院 <small>かよ</small> に入院している |
| 7 | <small>びょういん</small> デイサービスや病院の <small>かよ</small> デイケアなど <small>かよ</small> に通っている |
| 8 | その他 () |

【問12】あなたのげんざい現在のすお住まいのしるい種類はどれですか。(〇は1つ)

- | | | | |
|---|---------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------|
| 1 | <small>も いえ ほんにん かせいしよゆう</small> 持ち家(本人・家族所有) | 6 | <small>グループホーム (デイケアホームを含む)</small> グループホーム |
| 2 | <small>みんかんかんとくたいじゆうたく</small> 民間賃貸住宅(アパート・マンションなど) | 7 | <small>ふくし</small> 福祉ホーム |
| 3 | <small>こうきょうちんたいじゆうたく かんさいこうたく しまいじゆうたく</small> 公共賃貸住宅(廉営住宅・市営住宅など) | 8 | その他 |
| 4 | <small>ふくししせつ にゅうしょしせつ</small> 福祉施設(入所施設) | () | () |
| 5 | <small>びょういん にゅういんちゆう</small> 病院(入院中) | | |

【問13】あなたは、日常生活で困っていることはありますか。(〇は3つまで)

- | | |
|----|-------------------------------------|
| 1 | 身の回りのことができない |
| 2 | 健康に不安がある |
| 3 | 外出するのに支障がある |
| 4 | 人が話していることの理解が難しく、コミュニケーションがうまくとれない |
| 5 | 自分の意思を人に伝えることが難しく、コミュニケーションがうまくとれない |
| 6 | 近所づきあいがうまくできない |
| 7 | お金の管理に不安がある |
| 8 | 災害時や緊急時の対応に不安がある |
| 9 | 施設に入れない(入所できない) |
| 10 | 将来の生活に不安がある |
| 11 | 必要なときに、十分な福祉サービスが使えない |
| 12 | 相談する人(所)がない |
| 13 | 相談する人(所)がわからない |
| 14 | 治療又は通院できる医療機関がない |
| 15 | 収入がない(少ない) |
| 16 | その他() |
| 17 | 特に困っていることはない |

【問14】あなたは、困った時は誰(どこ)に相談していますか。(〇はいくつでも)

- | | | | |
|---|--------------------|----|------------------------|
| 1 | 家族・親せき | 9 | 障害者相談員※ |
| 2 | 友人・知人 | 10 | 相談支援事業所の相談員 |
| 3 | 同じ障がいのある仲間 | 11 | ケアマネージャー・地域包括支援センターの職員 |
| 4 | 近所の人 | 12 | 市の窓口(市役所・区役所・保健所など) |
| 5 | ホームヘルパー | 13 | 学校の先生 |
| 6 | 施設の職員 | 14 | 成年後見人・保佐人・補助人 |
| 7 | 病院職員(医師、看護師その他専門職) | 15 | その他() |
| 8 | 民生委員・児童委員 | 16 | 相談する相手はいない |

※ 障がいのある方やその関係者の方からの身近な相談相手として静岡市が委託している身体障害者相談員と知的障害者相談員のことです。(問い合わせ先は、39ページに載っています。)

【問15】あなたは、日頃、福祉サービスに関する情報を主に何をきっかけにして知ることが多いですか。（〇は3つまで）

- 1 広報しずおか（静岡市の広報紙）
- 2 行政（市・県・国）が発行する出版物
- 3 障がい者団体が発行する出版物
- 4 行政（市・県・国）のホームページ
- 5 その他のホームページ（インターネット検索）
- 6 行政（市・県・国）のSNS
- 7 その他のSNS
- 8 新聞・雑誌
- 9 テレビ・ラジオ
- 10 医療機関
- 11 市の窓口（市役所・区役所・保健所など）
- 12 相談支援事業所の相談員
- 13 ケアマネージャー・地域包括支援センターの職員
- 14 施設、作業所、事業所など
- 15 障がい者団体や家族会
- 16 家族・親せき
- 17 友人・知人
- 18 近所の人
- 19 民生委員・児童委員
- 20 障害者相談員※
- 21 ホームヘルパー
- 22 学校の先生
- 23 成年後見人・保佐人・補助人
- 24 その他（具体的に： _____）
- 25 情報を手に入れる方法がない・分からない

※ 障がいのある方やその関係者の方からの身近な相談相手として静岡市が委託している身体障害者相談員と知的障害者相談員のことです。（問い合わせ先は、39ページに載っています。）

【問16】あなたは、「ヘルプマーク」（40ページ参照）を知っていますか。
 (○はひとつ)

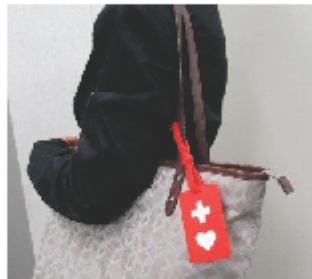
【ヘルプマーク】



十字とハート
は白色

赤色

【使用例】



- 1 意味を知っており、使用している
- 2 意味を知っており、使用している人を支援（声かけ、電車やバスで席を譲るなど）したことがある
- 3 意味を知っており、見聞きしたことがある
- 4 意味は知らないが、見聞きしたことがある
- 5 見聞きしたことがない（40ページの説明文を読んではじめて知った）

付問① ヘルプマークを使用しているときに支援を受けることができましたか。
 (○は1つ)

- 1 はい
- 2 いいえ ⇒問17へ

付問② どんな支援を受けることができましたか。(○はいくつでも)

- 1 「お手伝いしましょうか」など声をかけてもらった
- 2 電車やバスの中で席を譲ってもらった
- 3 階段の上り下りを手伝ってもらった
- 4 目的の場所まで案内してもらった
- 5 その他 ()

【問17】あなたは、「ヘルプカード」（40ページ参照）を知っていますか。
 (〇はひとつ)

【ヘルプカード】 (表面)



(裏面)



- 1 意味を知っており、使用している
- 2 意味を知っており、使用している人を支援（声かけ、電車やバスで席を譲るなど）したことがある
- 3 意味を知っており、見聞きしたことがある
- 4 意味は知らないが、見聞きしたことがある
- 5 見聞きしたことがない（40ページの説明文を読んでではじめて知った）

付問① ヘルプカードを使用しているときに支援を受けることができましたか。
 (〇は1つ)


1 はい	2 いいえ	⇒問18へ
------	-------	-------

付問② どんな支援を受けることができましたか。(〇はいくつでも)

- 1 ヘルプカードに記載した支援をもらった
- 2 ヘルプカードに記載した緊急連絡先に連絡をもらった
- 3 ヘルプカードに記載した内容を救急隊員や行政職員などに伝えてもらった
- 4 その他()

【4. 障害福祉サービス等の利用について】

34～35ページに記載の障害福祉サービス等の利用状況について伺います。
各サービスの具体的な説明については、34～35ページの用語説明をご覧ください。



利用している障害福祉サービスについては、「障害福祉サービス受給者証（又は通所受給者証）」のこの欄を見ながら回答してください。

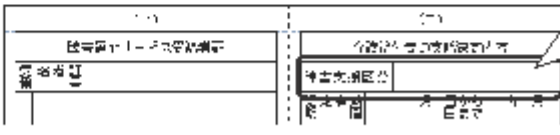
移動支援利用費助成決定通知書兼利用者証

次のとおり決定したので通知します。

受給者番号		利用障 (児童)	日中一時支援及び移動支援事業については「決定通知書（兼利用者証）」のこの欄を見ながら回答してください。
助成決定日	平成25年 4月16日		
助成決定内容	11 時間/月 身体介護なし	利用者負担上限月額	

【問18】あなたの現在の障害福祉サービス等の利用状況をお伺いします。
(1) 障害福祉サービス受給者証又は通所受給者証（高校3年生以下の方のみ）をお持ちですか。また、18歳以上の方は、障害支援区分についてもお答えください。

(1) 障害福祉サービス受給者証※1 (○は1つ)	1 持っている 2 持っていない										
《高校3年生以下の方のみお答えください》 (2) 通所受給者証※2 (○は1つ)	1 持っている 2 持っていない										
《18歳以上の方のみお答えください》 (3) 障害支援区分※3 (○は1つ)	<table border="0"> <tr> <td>1 区分1</td> <td>6 区分6</td> </tr> <tr> <td>2 区分2</td> <td>7 該当しない</td> </tr> <tr> <td>3 区分3</td> <td>8 認定を受けていない</td> </tr> <tr> <td>4 区分4</td> <td>9 わからない</td> </tr> <tr> <td>5 区分5</td> <td></td> </tr> </table>	1 区分1	6 区分6	2 区分2	7 該当しない	3 区分3	8 認定を受けていない	4 区分4	9 わからない	5 区分5	
1 区分1	6 区分6										
2 区分2	7 該当しない										
3 区分3	8 認定を受けていない										
4 区分4	9 わからない										
5 区分5											



「障害福祉サービス受給者証」のこの欄を見ながら回答してください。

※障害福祉サービス受給者証等の用語の意味は次のページの説明をご覧ください。

(用語説明)

- ※1 障害福祉サービス受給者証
居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等を利用している方に交付されています。
- ※2 通所受給者証
児童発達支援や放課後等デイサービスを利用している方に交付されています。
- ※3 障害支援区分
ひとりひとりの心身の状態に応じて、どれだけの支援が必要かを表すものです。区分1から区分6までであり、最も支援の必要性が高いのが区分6です。区分に応じて利用できるサービスの種類や量が異なります。

(2) あなたは、令和4年11月に障害福祉サービス等を利用しましたか。(○は1つ)

1 利用した	2 利用していない	⇒問19へ
--------	-----------	-------

付問① 利用したサービスをお答えください。(あてはまるもの全てに○)

※サービスは50音順で記載しています。

<p>1 移動支援事業</p> <p>2 共同生活援助（グループホーム）</p> <p>3 居宅介護（ホームヘルプ）</p> <p>4 計画相談支援</p> <p>5 行動支援</p> <p>6 施設入所支援</p> <p>7 児童発達支援</p> <p>8 重度訪問介護</p> <p>9 就労移行支援</p> <p>10 就労継続支援A型</p> <p>11 就労継続支援B型</p> <p>12 就労定着支援</p> <p>13 手話通訳者・要約筆記者派遣事業</p> <p>14 障害児相談支援</p> <p>15 障害児入所支援</p> <p>16 自立訓練（機能訓練）</p> <p>17 自立訓練（生活訓練）</p>	<p>18 身体障害者訪問入浴サービス</p> <p>19 生活介護</p> <p>20 相談支援事業</p> <p>21 短期入所（ショートステイ）</p> <p>22 地域活動支援センター</p> <p>23 地域相談支援（地域移行支援）</p> <p>24 地域相談支援（地域定着支援）</p> <p>25 同行支援</p> <p>26 日中一時支援事業</p> <p>27 発達障害者支援センター</p> <p>28 保育所等訪問支援</p> <p>29 放課後等デイサービス</p> <p>30 補装具・日常生活用具購入費の助成</p> <p>31 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業</p> <p>32 療養介護</p> <p>33 その他</p> <p style="text-align: center;">()</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【問19】支給決定（契約）どおり利用できましたか。（○は1つ）

- 1 利用できた ⇒問20へ 2 利用できなかった

▶付問① 支給決定（契約）どおり利用できなかったのは、どのサービスですか。
（ご本人・支援者の判断で利用しなかったものを除き、あてはまるもの全てに○）

※サービスは50音順で記載しています。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| 1 移動支援事業 | 17 身体障害者訪問入浴サービス |
| 2 共同生活援助（グループホーム） | 18 生活介護 |
| 3 居宅介護（ホームヘルプ） | 19 相談支援事業 |
| 4 計画相談支援 | 20 短期入所（ショートステイ） |
| 5 行動支援 | 21 地域活動支援センター |
| 6 施設入所支援 | 22 地域相談支援（地域移行支援） |
| 7 児童発達支援 | 23 地域相談支援（地域定着支援） |
| 8 重度訪問介護 | 24 同行支援 |
| 9 就労移行支援 | 25 日中一時支援事業 |
| 10 就労継続支援A型 | 26 発達障害者支援センター |
| 11 就労継続支援B型 | 27 保育所等訪問支援 |
| 12 就労定着支援 | 28 放課後等デイサービス |
| 13 障害児相談支援 | 29 補装具・日常生活用具購入費の助成 |
| 14 障害児入所支援 | 30 療養介護 |
| 15 自立訓練（機能訓練） | 31 その他 |
| 16 自立訓練（生活訓練） | () |

▶付問② 支給決定（契約）どおり利用できなかった理由は何ですか。（○はいくつでも）

- | |
|---------------------------------------------|
| 1 事業所の定員に空きがなく、または、ホームヘルパーの確保が困難なため、利用を断られた |
| 2 事業所が医療的ケアや強度行動障害への対応が困難との理由で断られた |
| 3 土・日に利用したいが、事業所が開所していない |
| 4 利用できる事業所がわからない |
| 5 サービスの質に不安がある |
| 6 その他 () |

【5. 地域での生活について】

【問20】もしも、現在、一緒に暮らしている方と、将来、離れなくてはならなくなったときや一緒に暮らしている方の支援が受けられなくなったときに、不安なことはありますか。

また、現在、一人暮らしをされている方は、将来、不安なことはありますか。
(○は3つで)

- | | |
|----|-------------------------------------------|
| 1 | 今までの住まいで暮らし続けることがむずかしい |
| 2 | 医療的ケアがあるため、望む住まいを選べるかどうか不安 |
| 3 | 収入が足りない |
| 4 | 契約や市役所での手続きをするのがむずかしい |
| 5 | 病院の受診、服薬など健康管理をするのがむずかしい |
| 6 | 着替え、食事、入浴、排泄などに介助が必要 |
| 7 | 買い物、洗濯、炊事など家事をすることがむずかしい |
| 8 | お金の管理（銀行でのお金の出し入れや、1か月の生活費の管理など）がむずかしい |
| 9 | 常に見守りが必要などの理由で、ひとりで過ごすことがむずかしい |
| 10 | 必要な障害福祉サービス等が受けられるか不安 |
| 11 | 65歳以上になったときの福祉サービスの変化に不安がある |
| 12 | 地域の人とコミュニケーションをとることがむずかしい |
| 13 | 災害時に避難できない、または、何が起きているか分からない |
| 14 | 困ったときに相談するところが分からない |
| 15 | その他（ ） |
| 16 | 特に不安に思っていることはない |
| 17 | 何となく不安だが、何が困るのかはわからない |

【問21】もしも、現在、一緒に暮らしている方と、将来、離れなくてはならなくなったときに、誰と、どこで暮らしたいですか。

また、現在、一人暮らしをされている方は、将来、誰と、どこで暮らしたいですか。

<p>(1) 誰と暮らした た い ですか (○は1つ)</p>	<p>1 現在、別居している家族(続柄:)</p> <p>2 親せき</p> <p>3 同じ障がいのある仲間</p> <p>4 一人暮らし</p> <p>5 その他()</p> <p>6 わからない</p>
<p>(2) どこで暮ら し たい ですか (○は1つ)</p>	<p>1 今住んでいる自宅引き続き暮らしたい</p> <p>2 今住んでいる自宅から引っ越してアパートやマンションなどで暮らしたい</p> <p>3 入所施設で暮らしたい</p> <p>4 グループホームで暮らしたい</p> <p>5 その他()</p> <p>6 わからない</p>

【問22】問21の回答を選んだ理由を教えてください。(○は3つまで)

<p>1 家族や親せきといると安心できる</p> <p>2 別居中の家族や親せきと将来一緒に住む約束をしている</p> <p>3 同じ障がいのある仲間と一緒に生活したい</p> <p>4 一人で生活するのはむずかしい</p> <p>5 生活するために必要なことは一人できる</p> <p>6 サービスを使うことで一人暮らしができる</p> <p>7 他の人と一緒に生活することに不安がある</p> <p>8 住み慣れた場所で暮らし続けたい</p> <p>9 税金や家賃など必要なお金を負担することがむずかしい</p> <p>10 入所施設・グループホームについてよく知らない</p> <p>11 近くに、空いている入所施設やグループホームがない</p> <p>12 医療的ケアの必要があるため、入れるグループホームがない</p> <p>13 その他()</p> <p>14 わからない</p>

【問23】あなたは、お住まいの地域で生活するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 地域で生活していて困ったときに、いつでも何でも相談できる場所や人
- 2 一緒に外出したり、遊んだり、友だち付き合いをしてくれる人
- 3 自宅に来て食事、洗濯、掃除、身のまわりの世話などをしてくれる
ホームヘルプサービス
- 4 日常生活に必要な、スーパーマーケット、コンビニや交番が近くにあること
- 5 食料品などの宅配
- 6 調子が悪いときに、相談や診察をしてくれる医療機関
- 7 働く場所（就労への支援）
- 8 年金や手当の経済的な支援や金銭管理の支援
- 9 グループホームなどの障がいがある人が暮らしやすい住居
- 10 生活するうえで必要な手続きを支援するサービス（アパートの入居や福祉サービスの利用の際の契約など）
- 11 地域の人の障がいのある人への理解
- 12 災害や急病など緊急時の支援
- 13 その他（)
- 14 特になし

【問24】あなたは、近所・地域の人とどの程度のつきあいをしていますか。
(〇は3つまで)

- 1 会ったときにあいさつをかわす
- 2 世間話をする
- 3 一緒に外出したり遊んだりする
- 4 お互いの家を訪問する
- 5 相談や愚痴を聞いてもらう
- 6 子ども会、町内会、自治会、地域防災訓練など地域の活動と一緒に参加する
- 7 祭りなどの地域でのイベントと一緒に参加する
- 8 地域の趣味やスポーツのサークルと一緒に活動する
- 9 その他（)
- 10 特につきあいはない

【問25】静岡市は、「地域における共生（障がいのある人もない人も、誰もがお互いに大切にし、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことができること）」ができる都市を目指しています。あなたにとって、「地域における共生」を進める上で、特に重要だと思うことはなんですか。（〇は3つまで）

- 1 地域に自分の居場所・コミュニティがあること
- 2 地域に災害時等に協力しあう体制が出来ていること
- 3 地域に困ったときに相談できる場所があること
- 4 障がいや共生に関する理解が進んでいること
- 5 公共施設や道路がバリアフリーであること
- 6 地域に必要な障害福祉サービスや医療が受けられること
- 7 地域の自治会活動やイベントや行事、社会活動に参加しやすい環境であること
- 8 障がいへの理解を促進するための講演会やイベントが開催されていること
- 9 生涯学習施設など、障がいのある人が学習することができる場所や機会があること
- 10 地域に、スポーツや文化活動などができる場所があること
- 11 障がいがあっても地域の学校へ通えること
- 12 障がいに関する差別や偏見を感じずに生活できること
- 13 自分の意志や主張を素直に言える環境があること
- 14 その他（ ）

【問26】あなたの身近では、「地域における共生」が進んでいると思いますか。「地域における共生」の具体的な例は、問25の選択肢を参考にお答えください。（〇は1つ）

- | | |
|-------------|----------|
| 1 かなり進んでいる | 4 進んでいない |
| 2 少しは進んでいる | 5 わからない |
| 3 あまり進んでいない | |

【6. 災害対策について】

【問27】あなたは、市が実施している「静岡市避難行動要支援者避難支援制度（旧称：静岡市災害時要援護者避難支援制度）（41ページ参照）」に登録していますか。登録していない場合は、その理由もお答えください。

登録状況（○は1つ）	「2 登録していない」の理由（○はいくつでも）
1 登録している	付問① 1 自分で逃げられるから 2 家族などの支援による避難が可能だから 3 施設に入所しているから 4 障がいがあることを知られたくないから 5 制度がよくわからないから 6 その他（ ）
2 登録していない	
3 わからない	

【問28】あなたは、地域で実施している避難訓練に参加しようと思いますか。（○は1つ）

1 参加しようと思う ⇒問29へ	2 参加しようと思わない
------------------	--------------

付問① 参加しようと思わない理由は何か。（○は3つまで）

1 外出が困難なため
2 訓練場所への移動が困難なため
3 その場に長くいることが困難なため
4 地域の人に、障がいがあることを知られたくないため
5 施設・作業所・事業所などでの訓練に参加しているため
6 障がいのある人のための訓練内容ではないため
7 訓練の必要性を感じていないため
8 その他（ ）

【問29】災害時の避難所についてそれぞれお答えください。

(1)あなたは自分の住んでいる地域の避難所の場所を知っていますか。(〇は1つ)

- | | |
|---------|--------|
| 1 知っている | 2 知らない |
|---------|--------|

(2)「福祉避難所(41ページ参照)」がどのようなところか知っていますか。(〇は1つ)

- | |
|-------------------------------|
| 1 福祉避難所になる施設は知っている |
| 2 福祉避難所の役割は知っている |
| 3 福祉避難所になる施設、役割を知っている |
| 4 知らなかった(41ページの説明文を読んで初めて知った) |
| 5 わからない |

【問30】あなたが、地震や台風などの災害のときに特に困ることはなんですか。

(〇は3つまで)

- | |
|------------------------------------------|
| 1 どのような災害が起こったのか、すぐにわからない |
| 2 救助を求めることができない |
| 3 救助を求めても来てくれる人がいない |
| 4 安全なところまで、すぐに避難することができない |
| 5 まわりの人とのコミュニケーションがとれない |
| 6 被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない |
| 7 避難所で障がいがあった適切な介助・介護支援(医療的ケアをきむ)が受けられない |
| 8 必要な薬が手に入らない、治療が受けられない |
| 9 補装具や日常生活用具が使えなくなる |
| 10 酸素ボンベや吸たん器、人工呼吸器が使えなくなる |
| 11 その他() |
| 12 特にない |

【問31】あなたは、地震や台風などの災害時に備え、障がいのある人に対し、必要な取組はどれだと思いますか。（〇は3つまで）

- 1 地域・近所での日頃からの協力体制づくり
- 2 ※1緊急通報システムの普及
- 3 災害時の情報の伝え方の工夫
- 4 災害時の生活支援体制の確立
- 5 災害時の医療受診の確保
- 6 障がいのある人を避難誘導する体制づくり
- 7 ※2住宅用防災対策のための助成制度の周知
- 8 避難行動要支援者避難支援制度の利用・登録を勧める
- 9 避難行動要支援者を対象とした福祉避難所の拡充
- 10 訓練実施など住民との交流
- 11 ボランティアの受入体制の整備
- 12 避難行動要支援者のための支援物資の用意
- 13 その他（具体的に： _____）
- 14 わからない

※1「緊急通報システム」とは・・

電話による119番緊急通報が困難な方に向けて導入している、FAXまたは携帯電話等のインターネット接続機能を利用した通報を行うシステムです。

※2「住宅用防災対策のための助成制度」とは・・

身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方を対象に、住宅の家具等固定、耐震診断、耐震補強工事（非木造住宅は対象外）にかかる費用に対して補助する制度です。

【7. 療育・教育について】

【問32】あなたが18歳未満の場合にお答えください。(18歳以上の方は問34へ)

現在通っているところをお答えください。(〇は1つ)

※複数通っている方は、主に通っているところをお答えください。

【未就学児の方】	【中学校・中学部】
1 保育所	9 中学校の通常学級
2 幼稚園	10 中学校の特別支援学級
3 こども園	11 特別支援学校の中学部
4 特別支援学校の幼稚部	【高等学校・高等部など】
5 障がい児の施設 (いこいの家、清水うみのこセンターなど)	12 高等学校
【小学校・小学部の方】	13 特別支援学校の高等部
6 小学校の通常学級	14 その他の学校
7 小学校の特別支援学級	【その他】
8 特別支援学校の小学部	15 通所施設に通っている
	16 その他 ()
	17 どこにも通っていない

【問33】あなたが18歳未満の場合に、保護者の方にお聞きします。

お子様の療育・教育について困っていることはありますか。(〇は3つまで)

1 療育・教育に関する情報が少ない
2 希望する保育所・幼稚園・こども園・学校に入れない
3 希望する施設に入所・通所できない
4 通園・通学の送り迎えが大変
5 学校や園、施設での介助が大変
6 学校や園、施設でのカリキュラムが合わない
7 保育士や先生などの指導・支援の仕方に不安がある
8 友だちとの関係がうまくいかない
9 相談するところがわからない
10 療育・教育を受ける機会が少ない
11 今後の進学・進路選択で迷っている
12 経済的な負担が大きい
13 災害時や緊急時の対応に不安がある
14 勤務形態が合わず、仕事ができない(支障がある)
15 旅行や外出がむずかしい
16 常時見守りが必要なため、休養や息抜きの時間がない
17 療育・教育のための情報入手する方法が分からない
18 その他 ()
19 特に困っていることはない

【8. 雇用・就労について】

【問34】あなたは、現在、働いていますか。通所施設（就労移行支援・就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護事業所など）での就労も含まれます。（○は1つ）

1 働いている	⇒ 問35へ	2 働いていない	⇒ 問40へ
---------	--------	----------	--------

問35から問39までは、問34で「1 働いている」と答えた方にお伺いします。

【問35】週に何日働いていますか。

週に _____ 日（くらい）

【問36】1日何時間くらい働いていますか。（○は1つ）

1 4時間未満	3 6時間以上8時間未満	5 その他
2 4時間以上6時間未満	4 8時間以上	()

【問37】1か月の平均給与・賞金・工賃はどのくらいですか。（○は1つ）

1 5千円未満	6 3万円から5万円未満
2 5千円から1万円未満	7 5万円から10万円未満
3 1万円から1万5千円未満	8 10万円から15万円未満
4 1万5千円から2万円未満	9 15万円から20万円未満
5 2万円から3万円未満	10 20万円以上

【問38】どんなところで働いていますか。（○は1つ）

1 民間企業、工場、店や公共施設など
2 通所施設（就労移行支援・就労継続支援A型、就労継続支援B型事業所、生活介護事業所（工賃の支払いを受けているもの）など）
3 自営（自ら開業している）
4 親族・知人がしている仕事（農業や店、工場など）の手伝い
5 その他 ()

付問① 問38で2～5と答えた方は付問②へ

どのような雇用形態で働いていますか。（○は1つ）

1 正社員・正規職員	4 臨時雇用（日雇いや1年以内の期間の雇用など）
2 契約	5 パートタイム・アルバイト
3 派遣	6 その他 ()

付問② どのような業務内容ですか。(〇は1つ)

1 事務	6 軽作業(加工・組立てなど)
2 営業	7 清掃
3 接客	8 その他→※具体的にご記入ください
4 調理	()
5 介護	

付問③ 今の仕事は、どのような方法で見つけましたか。(〇は1つ)

1 公共職業安定所(ハローワーク)	5 職業訓練校の紹介
2 障害者就業・生活支援センター	6 通所施設の紹介
3 学校の紹介	7 求人サイト・情報誌
4 知り合いの紹介	8 その他()

【問39】あなたは、今の職場・働き方が自分に合っていると思いますか。(〇は1つ)

1 はい	2 いいえ	3 わからない
------	-------	---------

【問40】今後又は引き続き、働きたいと思いますか。(〇は1つ)

1 はい	2 いいえ	3 わからない	⇒ 付問③へ
------	-------	---------	--------

付問① 今後、どのような雇用形態で働きたいですか。(〇は1つ)

1 正社員・正規職員	4 臨時雇用(日雇いや1年以内の期間の雇用など)
2 契約	5 パートタイム・アルバイト
3 派遣	6 その他()

付問② 今後、どのようなところで働きたいですか。(〇は1つ)

1 現在の職場	6 通所(就労継続支援B型)
2 公共団体	7 通所(生活介護)
3 民間企業	8 自営
4 通所(就労移行支援)	9 その他()
5 通所(就労継続支援A型)	

⇒ 付問③へ

付問③ 今後、働くことを考えたときに、課題と感ずることは何ですか。

(○は3つまで)

- 1 体力的に厳しい
- 2 障がいに対する治療などに専念する必要があるためむずかしい
- 3 職場環境や業務体制(柔軟な勤務形態、休暇・休業制度など)が整備されていない
- 4 仕事内容や労働条件(労働時間や賃金など)が自身の希望と合わない
- 5 職場の上司・同僚から、障がいに対する理解や協力が得られにくい
- 6 家族から仕事に就かないことや仕事を辞めることを勧められている
- 7 職場の雰囲気合わない
- 8 育児や家族の看病、介護・介助がある
- 9 他にやりたいこと(趣味など)がある
- 10 課題と感ずることはない
- 11 特に理由はない

【問41】あなたは、障がいのある人と障がいのない人が一緒に働くためには、主にどのような環境(配慮)が整っていることが大切だと思いますか。

(○は3つまで)

- 1 働く時間や日数を調整できること
- 2 勤務場所・通所施設までの交通手段が障がいに配慮されていること
- 3 通院日の確保について配慮があること
- 4 在宅ワークができる設備があること
- 5 賃金・工賃が妥当であること
- 6 障がいの程度に合った仕事であること
- 7 学校などで、就職前に、就労のための技術が身に付けられること
- 8 就職後に、必要な職業訓練・指導が受けられること
- 9 勤務場所に障がいに配慮した設備・機器が整っていること
- 10 雇う側や同僚が障がいを理解してくれること
- 11 ジョブコーチ※など職場に慣れるまで支援する制度が利用できること
- 12 職場により指導者や支援者、相談できる先輩がいること
- 13 その他 ()
- 14 わからない

※「ジョブコーチ」とは・・

障がいのある人の就労にあたり、障がいの特性に合った仕事の組み立てや職場生活に必要な支援を行ったり、職場の人に、覚えやすい仕事の教え方や接し方などを伝え、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人のことです。

【9. かかりつけ歯科医について】

【問42】 かかりつけ歯科医※を持ち歯と口を大切にすることは健康な生活を送るために重要です。あなたは、かかりつけ歯科医を定期的に受診していますか。

(○は1つ)

※「かかりつけ歯科医」とは・・

歯が痛くなったときに一時的に通院するのではなく、むし歯や歯周病などを予防することを目的に、年に1回以上定期的に通院する歯科医院のことです。

- 1 はい
- 2 定期的ではないが何かあったときにかかる歯科医院はある
- 3 いいえ

【10. 権利擁護について】

【問43】 あなたは、平成28年4月1日から施行された「障害者差別解消法（42ページ参照）」を知っていますか。(○は1つ)

- 1 法律の存在を知っており、令和3年に改正されたことを知っている
- 2 法律の存在は知っているが、改正されたことは知らない
(42ページの説明文を読んでではじめて知った)
- 3 知らない(42ページの説明文を読んでではじめて知った)

【問44】 あなたは、障がいを理由に差別を受けたり、いやな思いなどをしたことがありますか。(○は1つ)

- 1 ある
- 2 ない ⇒ 問45へ

付問① どのようなことがありましたか。(○はいくつでも)

- 1 障がいを理由に対応の順番を後回しにされた
- 2 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い人のみに話しかけた
- 3 お店やサービスなどの利用を断られた
- 4 道路が狭かったり、段差があるのにスロープがなかったりした
- 5 就職活動の際、障がいを理由に面接を断られた
- 6 その他 ()

【問45】あなたは、「^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度（43ページ^{さんしやう}参照）」を知っていますか。（○は1つ）

- | | |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 既に ^{すで} 利用 ^{りよう} している |
| 2 | 利用 ^{りよう} したことはないが、制度 ^{せいど} は知 ^し っている |
| 3 | 言葉 ^{ことば} は知 ^し っているが、内容 ^{ないよう} はよく知 ^し らない |
| 4 | 知 ^し らない（43ページの ^{せつめいぶん} 説明文 ^よ を読んで ^よ はじめて知 ^し った） |

【問46】あなたは、「^{にちじやうせいめつじりつしえんじぎやう}日常生活自立支援事業（44ページ^{さんしやう}参照）」を知っていますか。
（○は1つ）

- | | |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 既に ^{すで} 利用 ^{りよう} している |
| 2 | 利用 ^{りよう} したことはないが、事業 ^{じぎやう} は知 ^し っている |
| 3 | 言葉 ^{ことば} は知 ^し っているが、内容 ^{ないよう} はよく知 ^し らない |
| 4 | 知 ^し らない（44ページの ^{せつめいぶん} 説明文 ^よ を読んで ^よ はじめて知 ^し った） |

【11. 障がい福祉に関する施策について】

【問47】あなたは、障がいのある人が安心して暮らしていくために、どのようなことが必要だと思いますか。（〇は3つまで）

- 1 障がいの早期発見・早期治療（支援）の推進
- 2 障がい児保育・障がい児教育の充実
- 3 ホームヘルプ・ショートステイなどの在宅福祉サービスの充実
- 4 通所施設を増やす
- 5 入所施設を増やす
- 6 障がいのある人自身が社会を理解し学ぶ機会
- 7 医療機関やリハビリテーション施設の整備の充実
- 8 福祉に関する情報提供の充実
- 9 趣味・娯楽などの情報提供の充実
- 10 就労支援
- 11 生涯学習や文化活動の推進
- 12 スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 13 グループホームなどの障がいのある人が地域で生活できる場の整備
- 14 建物や交通機関、道路など障がいのある人に配慮したまちづくりの推進
- 15 障がいのある人のための防災対策の充実
- 16 ボランティア活動の推進
- 17 障がいのある人への理解啓発や交流促進
- 18 手当・年金などの経済的な支援の充実
- 19 差別解消の推進
- 20 成年後見制度の活用
- 22 地域に住む人が力を合わせて、障がいのある人を支えていく体制づくり
- 23 困った時に、いつでも何でも相談できる身近な相談場所の整備
- 24 その他（具体的に： _____）
- 25 特にない

【12. 静岡市立図書館の福祉サービスについて】

【問48】あなたは今までに静岡市立図書館の福祉サービス46ページ参照を利用したことがありますか。(〇は1つ)

1 ある 2 ない ⇒問49へ

付問① 利用したサービスをお答えください。(〇はいくつでも) ⇒問50へ

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 大活字本の貸出し | 6 図書・CDの郵送 |
| 2 点字資料の貸出し | 7 録音図書(DAISY)の貸出し |
| 3 LLブックの貸出し | 8 宅配サービス |
| 4 拡大読書機 | 9 対面朗読 |
| 5 音声応答サービス | 10 その他() |

【問49】問48で「ない」と答えた理由を教えてください。(〇はいくつでも)

- | |
|-----------------|
| 1 福祉サービスを知らなかった |
| 2 利用する必要がない |
| 3 図書館に興味がない |
| 4 利用したいサービスがない |
| 5 手続きが面倒 |
| 6 その他() |

【問50】今後、どのサービスの充実を求めますか。(〇は1つ)

- | |
|-----------------------------|
| 1 障がい者サービス用機器(拡大読書機や読書器)の充実 |
| 2 点字資料の充実 |
| 3 録音図書(DAISYなど)の充実 |
| 4 さわる絵本・布絵本の充実 |
| 5 LLブックの充実 |
| 6 電子書籍の導入 |
| 7 対面朗読サービスの充実 |
| 8 ピアサポート※の導入 |
| 9 福祉サービスの情報発信 |
| 10 障がい者用設備(車いす専用席やトイレなど)の充実 |
| 11 その他() |

※ここで言うピアサポートとは、視覚障がいのある方が図書館側の職員やボランティアとなり、来館する視覚障がいのある方への支援を行うものを指します。

【13. スポーツの実施・観戦について】

【問51】スポーツに対して興味があることは何ですか。(〇はいくつでも)

- 1 スポーツを「する」こと
- 2 スポーツを「観る」こと
- 3 スポーツを「支える」こと（指導や大会ボランティアなど）
- 4 スポーツには興味がない

【問52】あなたはスポーツをどのくらい行っていますか。(〇は1つ)

- 1 週に3回以上
- 2 週に1回以上
- 3 月に1回以上
- 4 年に1回以上
- 5 ほとんどしない

※

33ページ～46ページは、ページを切り取り、
自宅保存用としてご利用ください。

◆ 障害福祉サービス等（五十音順）

- 1 移動支援事業：屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行う
- 2 共同生活援助（グループホーム）：主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う
- 3 居宅介護（ホームヘルプ）：自宅で入浴、食事、洗濯などの援助を行う
- 4 居宅訪問型児童発達支援：重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援を行う
- 5 計画相談支援：障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がいのある人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービス等の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業所等との連絡調整を行う
- 6 行動支援：行動が困難で常に介護が必要な知的障がい、又は精神障がいのある人に外出時の移動の支援などを行う
- 7 施設入所支援：施設に入所する障害のある人につき、主として夜間において、入浴、食事の介護等及び日常生活上の支援を行う
- 8 児童発達支援：就学前の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う
- 9 重度訪問介護：重度の肢体不自由者及びその他障がいのある人に自宅で入浴、食事、洗濯の援助を行う
- 10 就労移行支援：65歳未満で雇用が見込まれる障がいのある人に、就労に向け訓練を行う
- 11 就労継続支援A型：就労することが困難な障がいのある人に、雇用契約などに基づき就労機会の提供及び訓練を行う
- 12 就労継続支援B型：雇用されることが困難な障がいのある人に、生産活動の機会の提供や就労訓練を行う
- 13 就労定着支援：就労移行支援等の利用を経て、一般就労した障がいのある人に、企業や関係機関等との間で就労定着に向けた支援を行う
- 14 手話通訳者・契約筆記者派遣事業：手話通訳者や契約筆記者などを派遣し、コミュニケーション支援を行う
- 15 障害児相談支援：障がいのある児童の通所給付等における計画相談や情報提供を行う
- 16 障害児入所支援：障害児入所施設（指定医療機関）に入所（入院）する障がいのある児童に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う

- 17 自立訓練（機能訓練）：身体障がいのある人又は難病等対象者に、理学療法などの必要な訓練を行う
- 18 自立訓練（生活訓練）：知的障がい、又は精神障がいのある人に、自立した日常生活を営むために必要な訓練を行う
- 19 自立生活援助：入所施設・グループホームから出て居宅で生活をする障がいのある人に、居宅訪問などにより生活状況の確認と必要な助言・調整を行う
- 20 身体障害者訪問入浴サービス：重度の障がいのある人に、在宅で入浴支援を行う
- 21 生活介護：常に介護を必要とする障がいのある人に、施設などで入浴や食事の介護等を行うとともに、生活活動や創作的活動などの機会の提供を行う
- 22 相談支援事業：相談支援や情報提供を行う
- 23 短期入所（ショートステイ）：家族が病気で介護できない時に施設に短期間入所する
- 24 地域活動支援センター：創作活動や生産活動の機会を提供する
- 25 地域相談支援（地域移行支援）：障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人につき、住居の確保その他の地域での生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う
- 26 地域相談支援（地域定着支援）：居宅において単身等で生活する障がいのある人につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う
- 27 同行支援：移動が困難な重度の視覚障がいのある人に外出時の移動の支援を行う
- 28 日中一時支援事業：日中における活動の場の確保と、家族の一時的な休息を目的に創作的活動等の機会の提供や一時的な預かりを行う
- 29 発達障害者支援センター：発達障がいのある人及びその家族からの相談に応じ、指導又は助言を行う
- 30 保育所等訪問支援：保育所等に通う障がいのある児童に、集団生活に適応するための専門的な支援を行う
- 31 放課後等デイサービス：就学している児童に、授業終了後や休校日に生活能力の向上のための訓練などを行う
- 32 補装具・日常生活用具購入費の助成：重度の身体障がいのある人に対し、各種日常生活に必要な用具の購入費用を助成する
- 33 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業：盲ろう者へ通訳・介助員を派遣し、視覚情報の提供、コミュニケーション支援及び外出時の移動介助を行う
- 34 療養介護：医療を必要とする障がいのある人に、主として昼間において、病院や施設において行われる機能訓練、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う

◆ していなんびょういちらん
◆ 指定難病一覧

番号	病名	番号	病名
1	球腎性筋萎縮症	80	再生不良性貧血
2	筋萎縮性側索硬化症	81	自己免疫性溶血性貧血
3	腎性筋萎縮症	82	発作性夜間ヘモグロビン尿症
4	原発性側索硬化症	83	特発性血小板減少性紫斑病
5	進行性核上性麻痺	84	血栓性血小板減少性紫斑病
6	パーキンソン病	85	原発性免疫不全症候群
7	大脳皮質基底核変性症	86	IgA 腎症
8	ハンチントン病	87	多発性囊胞腎
9	神経有棘赤血球症	88	黄色顆粒骨化症
10	シャルコー・マリー・トゥース病	89	後縦顆粒骨化症
11	重症筋無力症	90	広範囲脊髄狭窄症
12	先天性筋無力症候群	91	特発性大腿骨頭壊死症
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	92	下垂体性ADH分泌異常症
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー	93	下垂体性TSH分泌亢進症
15	封入体筋炎	94	下垂体性PRL分泌亢進症
16	クローウ・深瀬症候群	95	クッシング病
17	多系統萎縮症	96	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	97	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
19	ライソゾーム病	98	下垂体前葉機能低下症
20	副腎白質ジストロフィー	99	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)
21	ミトコンドリア病	100	甲状腺ホルモン不応症
22	もやもや病	101	先天性副腎皮質酵素欠損症
23	プリオン病	102	先天性副腎低形成症
24	亜急性硬化性全脳炎	103	アジソン病
25	進行性多巣性白質脳症	104	サルコイドーシス
26	HTLV-1関連脊髄症	105	特発性間質性肺炎
27	特発性基底核石灰化症	106	肺動脈性肺高血圧症
28	全身性アミロイドーシス	107	肺動脈閉塞症／肺毛細血管腫瘍
29	ウルリッヒ病	108	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
30	遠位型ミオパチー	109	リンパ管筋腫瘍
31	ペスレムミオパチー	110	網膜色素変性症
32	自己食食空腔性ミオパチー	111	バッド・キアリ症候群
33	シュワルツ・ヤンベル症候群	112	特発性門脈圧亢進症
34	神経線維腫症	113	原発性胆汁性胆管炎
35	天疱瘡	114	原発性硬化性胆管炎
36	表皮水疱症	115	自己免疫性肝炎
37	膿毒性乾癬(汎発型)	116	クローン病
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	117	潰瘍性大腸炎
39	中毒性表皮壊死症	118	好酸球性消化管疾患
40	高安動脈炎	119	慢性特発性偽性腸閉塞症
41	巨細胞性動脈炎	120	巨大動脈短小結腸腸管蠕動不全症
42	結節性多発動脈炎	121	腸管神経節細胞減少症
43	顕微鏡的多発血管炎	122	ルピンシユタイン・ティビ症候群
44	多発血管炎性肉芽腫症	123	CFC症候群
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	124	コステロ症候群
46	悪性関節リウマチ	125	チャージ症候群
47	パージャヤー病	126	クリオピリン関連周期熱症候群
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	127	若年性特発性関節炎
49	全身性エリテマトーデス	128	TNF受容体関連周期性症候群
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	129	非典型性溶血性尿毒症症候群
51	全身性強皮症	130	ブラウ症候群
52	混合性結合組織病	131	先天性ミオパチー
53	シェーグレン症候群	132	マリネスコ・シェーグレン症候群
54	成人スチル病	133	筋ジストロフィー
55	再発性多発軟骨炎	134	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
56	ペーチェット病	135	遺伝性周期性四肢麻痺
57	特発性拡張型心筋症	136	アトピー性腎臓炎
58	肥大型心筋症	137	腎臓空洞症
59	拘束型心筋症	138	腎臓腫瘍

番号	病名	番号	病名
119	アイザックス症候群	181	クルーゾン症候群
120	遺伝性ジストニア	182	アペール症候群
121	神経フェリチン症	183	ファイファー症候群
122	脳表ヘモジドリン沈着症	184	アントレー・ピクスラー症候群
123	禿頭と変形性骨椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	185	コフィン・シリス症候群
124	皮膚下硬膏と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	186	ロスモンド・トムソン症候群
125	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	187	歌舞伎症候群
126	ペリー症候群	188	多脚症候群
127	前頭側頭葉変性症	189	無脚症候群
128	ピッカー・スタッフ脳幹脳炎	190	聴耳腎症候群
129	痙攣重積型(二相性)急性脳症	191	ウェルナー症候群
130	先天性無痛無汗症	192	コケイン症候群
131	アレキサンダー病	193	ブラダー・ウィリ症候群
132	先天性核上性球麻痺	194	ソトス症候群
133	メドウズ症候群	195	ヌーナン症候群
134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	196	ヤング・シンブロン症候群
135	アイカルディ症候群	197	1p36欠失症候群
136	片側巨脳症	198	4p欠失症候群
137	限局性皮質異形成	199	6p欠失症候群
138	神経細胞移動異常症	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
139	先天性大脳白質形成不全症	201	アンジェルマン症候群
140	ドラベ症候群	202	スミス・マガニス症候群
141	高馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	203	22q11.2欠失症候群
142	ミオクロニー欠伸てんかん	204	エマヌエル症候群
143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	205	脆弱X症候群関連疾患
144	レノックス・ガストー症候群	206	脆弱X症候群
145	ウエスト症候群	207	脳動脈幹通径症
146	大田原症候群	208	修正大血管転位症
147	早期ミオクロニー脳症	209	完全大血管転位症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	210	単心室症
149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	211	左心低形成症候群
150	環状20番染色体症候群	212	三尖弁閉鎖症
151	ラスムッセン脳炎	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
152	PCDH19関連症候群	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
153	難治頭回部分発作重積型急性脳炎	215	ファロー四徴症
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	216	頭大血管右室起始症
155	ランドウ・クレフナー症候群	217	エプスタイン病
156	レット症候群	218	アルポート症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群	219	ギャロウェイ・モフワ症候群
158	結節性硬化症	220	急速進行性糸球体腎炎
159	色素性脱皮症	221	抗糸球体基底膜腎炎
160	先天性魚鱗癬	222	一次性ネフローゼ症候群
161	家族性良性慢性天疱瘡	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	224	紫斑病性腎炎
163	特発性後天性全身性無汗症	225	先天性腎性尿崩症
164	眼皮膚白皮症	226	間質性膀胱炎(ハンナ型)
165	肥厚性皮膚骨髄症	227	オスラー病
166	弾性結核性仮性黄色腫	228	閉塞性細気管支炎
167	マルファン症候群	229	肺動脈白症(自己免疫性又は先天性)
168	エーラス・ダンロス症候群	230	肺動脈狭窄症候群
169	メンケス病	231	α1-アンチトリプシン欠乏症
170	オクシタル・ホーン症候群	232	カーニー複合
171	ウィルソン病	233	ウォルフラム症候群
172	低ホスファターゼ症	234	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
173	VATER症候群	235	副甲状腺増殖腺低下症
174	那須・ハコラ病	236	偽性副甲状腺機能低下症
175	ウィーバー症候群	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
176	コフィン・ローリー症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
177	ジュベール症候群関連疾患	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
178	モワット・ウィルソン症候群	240	フェニルケトン尿症
179	ウィリアムズ症候群	241	高チロシン血症1型
180	ATR-X症候群	242	高チロシン血症2型

番号	病名	番号	病名
243	高チロシン血症3型	291	ヒルシュブルング病(全結腸型又は小腸型)
244	メーブルシロップ尿症	292	総排泄腔外反症
245	プロピオン酸血症	293	総排泄腔遺残
246	メチルマロン酸血症	294	先天性横隔膜ヘルニア
247	イソ吉草酸血症	295	乳幼児肝巨大血管腫
248	グルコーストランスポーター1欠損症	296	胆道閉鎖症
249	グルタル酸血症1型	297	アラジール症候群
250	グルタル酸血症2型	298	遺伝性肺炎
251	尿素サイクル異常症	299	遺伝性緑内障
252	リジン脱性蛋白不耐症	300	IgG4関連疾患
253	先天性葉酸吸収不全	301	黄斑ジストロフィー
254	ボルフィリン症	302	レーベル遺伝性視神経症
255	複合カルボキシラーゼ欠損症	303	アッシャー症候群
256	筋型糖尿病	304	若年発症型両側性感音難聴
257	肝型糖尿病	305	産産性内リンパ水腫
258	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	306	好酸球性副鼻腔炎
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	307	カナバノ病
260	システロール血症	308	進行性白質脳症
261	タンジール病	309	進行性ミオクローヌステんかん
262	原発性高カイロミクロン血症	310	先天異常症候群
263	脳髄黄色腫症	311	先天性三尖弁狭窄症
264	無βリポタンパク血症	312	先天性僧帽弁狭窄症
265	脂肪萎縮症	313	先天性肺静脈狭窄症
266	家族性地中海熱	314	左肺動脈右肺動脈起始症
267	高IgD症候群	315	ネイルパテラ症候群(爪髄蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
268	中條・西村症候群	316	カルニチン回路異常症
269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	317	三頭筋欠損症
270	慢性再発性多発性骨髄炎	318	シトリン欠損症
271	強直性脊椎炎	319	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
272	進行性骨化性線維異形成症	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	321	亜クローシス型高グリシン血症
274	骨形成不全症	322	β-ケトチオラーゼ欠損症
275	タナトフォリック骨異形成症	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
276	軟骨無形成症	324	メチルグルタコン酸尿症
277	リンパ管腫症/ゴーンハム病	325	遺伝性自己炎症疾患
278	巨大リンパ管奇形(顔面部腫瘍病変)	326	大理石骨病
279	巨大静脈奇形(顔面部腫瘍びまん性病変)	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
280	巨大動脈奇形(顔面部又は四肢病変)	328	前眼部形成異常
281	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	329	無虹彩症
282	先天性赤血球形形成異常性貧血	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
283	後天性赤芽球癆	331	特発性多中心性キャスルマン病
284	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
285	ファンconi貧血	333	ハッチェンソン・ギルフォード症候群
286	遺伝性鉄芽球性貧血	334	脳クレアチン欠乏症候群
287	エプスタイン症候群	335	ネフロン病
288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	336	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
289	クローンカイト・カナダ症候群	337	ホモシステチン尿症
290	非特異性多発性小腸潰瘍症	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症

(1~110は平成27年1月から、111~306は同年7月から、307~330は平成29年4月から、331は平成30年4月から、332~333は令和元年7月から、334~338は令和3年11月から医療費助成を開始。また、同時期より288自己免疫性後天性凝固因子欠乏症に「自己免疫性後天性凝固因子欠乏症」が統合されました。)

ようごせつめい
 <<用語説明>>

しょうがいしゃさうだんいん
 ◆障害者相談員について

しょうがいしゃさうだんいん しょう かた かんけいしゃ かた みぢか さうだんあいて しずおかし いたく
 障害者相談員は、障 がいのある方やその関係者の方の身近な相談相手として静岡市が委託
 しており、身体障害者相談員と知的障害者相談員がいます。

しょうがいしゃさうだんいん さうだん か ぎ だんたい かんらくきき といあわ
 障害者相談員に相談したいときは、下記の団体に連絡先をお問合せください。

しんたいしょうがいしゃさうだんいん ほうじん しずおかしんたいしょうがいしゃだんたいれんごうかい
 身体障害者相談員：NPO法人 静岡市身体障害者団体連合会

せんわ
 電話 054-254-5223/FAX 054-254-2845

ちてきしょうがいしゃさうだんいん しずおかししずおかて いくせいかい
 知的障害者相談員：静岡市静岡手をつなぐ育成会

せんわ
 電話 054-254-5218/FAX 054-269-5034

しずおかししみずて いくせいかい
 静岡市清水手をつなぐ育成会

せんわ
 電話 090-4239-3193

◆ヘルプマーク・ヘルプカードについて

(ヘルプマーク)

(ヘルプカード)



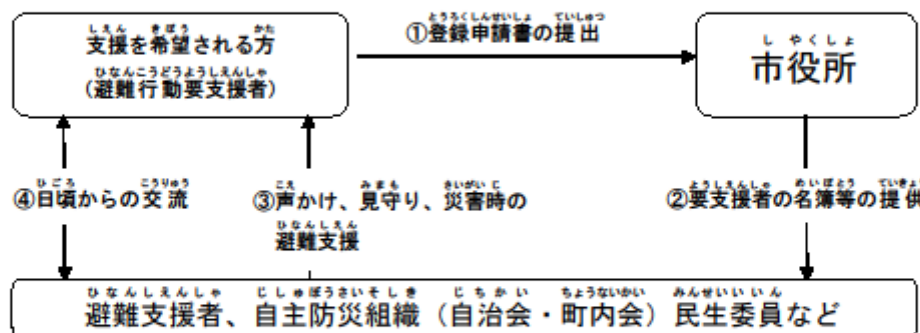
ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにするためのマークです。ヘルプカードは、自分の名前、障がいや病名、連絡先などを必要に応じて書き込むことができ、災害が起きたときや、外出先で困ってしまったときなど、いざというときに必要な支援を受けるのに役に立ちます。

○ 静岡市では、次の窓口でヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

窓口	場所	電話
葵福祉事務所 障害者支援課	静岡庁舎新館2階	054-221-1099
駿河福祉事務所 障害者支援課	駿河区役所1階	054-287-8690
清水福祉事務所 障害者支援課	清水庁舎1階	054-354-2106
清水福祉事務所 蒲原出張所	蒲原支所1階	054-385-7790
障害福祉企画課	静岡庁舎新館15階	054-221-1197
保健予防課	城東保健福祉エリア 保健所棟2階	054-249-3177
精神保健福祉課	城東保健福祉エリア 保健所棟2階	054-249-3179

◆避難行動要支援者避難支援制度

自主防災組織（自治会・町内会）などの地域住民が高齢者や障がいのある人など、災害時の避難に手助けを必要とする方（避難行動要支援者）を主体的に支援していく制度です。

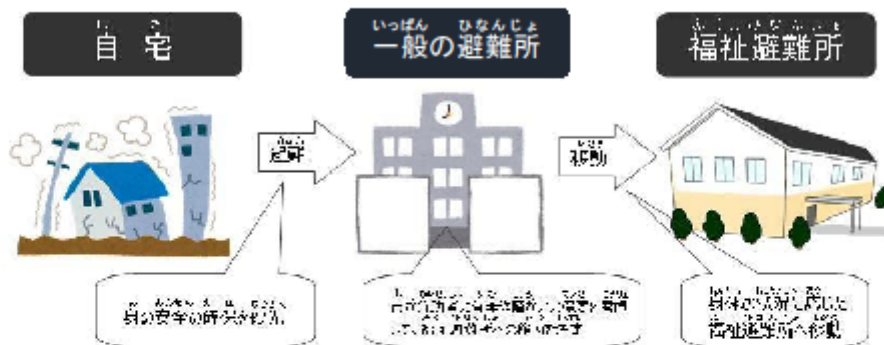


災害時に速やかに避難支援するために、どこにどのような人が支援を必要としているか、情報を集める必要があります。支援を希望される方は、登録申請書に必要事項を記入して、福祉総務課まで提出してください。

【問合せ先】福祉総務課 054-221-1366

◆福祉避難所

高齢者や障がいのある人など、一般的な学校の体育館などの避難所では生活に支障を来す人たちのために、特別な配慮がされた避難所です。一般の避難所とは違い、災害発生後に必要性が認められた場合に開設される、二次的な避難所です。



- 市の要請に基づいて受入に協力する施設
- ・障害者福祉施設
 - ・高齢者福祉施設
 - ・介護療養型医療施設
 - ・特別支援学校
 - ・介護老人保健施設
 - など

◆**障害者差別解消法**（平成28年4月1日施行／令和3年6月4日改正・3年以内施行）

この法律は、障がい者による差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がい者による差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的としています。

令和3年には改正され、民間事業者の「障害者への合理的配慮」についても、法的義務とすることなどが定められ、改正から3年以内に施行されることとなりました。

○障がいを理由とする差別とは

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような、「**不当な差別的取扱い**」をする行為をいいます。

また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な「**合理的配慮**」を行うことが求められます。

●障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)
窓口を理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。



●合理的配慮(例)
情報提供が上記の方法では難しいと判断される人は、



社会的障壁とは？

障害のある方にとって、「日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなものを指します。

- ①社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)
- ②制度(利用しにくい制度など)
- ③慣行(障害のある方の存在を認識していない慣習、文化など)
- ④観念(偏見のある方への偏見など)

などがあげられます。



例 駅などの階段
エレベーターがないことで
移動が困難になります。

例 店舗
利用の案内がわかりにくい
ことで利用が困難になります。

例 ホームページ
利用の案内がわかりにくい
ことで利用が困難になります。

○各機関における差別を解消するための措置

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者 <small>(※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業も含まれます。)</small>	禁止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

※民間事業者の「障がい者への合理的配慮」についても、法改正により、令和3年6月4日から起算して3年以内に、法的義務になります。

◆**成年後見制度について**（平成12年4月1日施行）

成年後見制度は、障がいなどで十分な判断能力がない方を対象に、法律面や生活面で、本人の希望にそった支援をし、保護することを目的としています。

福祉・医療・介護サービスなどの各種手続きや契約行為、財産の管理や日常的な金銭の管理について、本人の意思をできるだけ尊重し、生活を送るうえで一方的に不利益が生じないよう、権利や財産を守るための制度です。

家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

「法定後見」は判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」があり、また、「任意後見」は、本人の判断能力が十分なうちに、任意後見受任者と契約を結び、判断能力が不十分な状況になったときに備えるものです。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの人を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されたものです。

	任意後見制度	法定後見制度		
		補助	保佐	後見
対象者	判断能力があり、自分の将来に備えようとする方	判断能力が著しく不十分な方 例：日常的な買物は問題なくできるが、高額の買物は不安	判断能力が著しく不十分な方 例：日常的な買物は問題なくできるが、高額の買物にはサポートが必要	判断能力が全くない方 例：日常的な買物も難しい
後見人等	契約により自分で決められる	家庭裁判所が選任する		
監督人 (後見人等を監督)	必ず、家庭裁判所が選任する	必要に応じて、家庭裁判所が選任する		
後見人等の代理権	自分自身で範囲を決めておく	申立てにより家庭裁判所が定める行為 (別途申立て・本人の同意が必要)	原則として全ての法律行為	

◆ 日常生活自立支援事業について

認知症や知的・精神障がい等により、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しい方を対象に、「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、「日常的な金銭管理」や「書類預かり」を行います。

ただし、この事業はご本人との「契約」により行うため、契約内容を理解できる一定の判断能力が必要になります。

◆障害者虐待防止法 (平成24年10月1日施行)

この法律は、虐待によって障がいのある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。家庭や施設、勤務先で、障がいのある人への虐待を発見した人は、速やかに市役所や障害者虐待防止センターに通報することが義務付けられました。

○障がい者虐待とは

<p>◎養護者による虐待</p> <p>身の回りの世話などを行っている家族や親族、同居人などからの虐待</p>	<p>◎障がい者福祉施設従事者等による虐待</p> <p>障がい者福祉施設などで働いている職員からの虐待</p>	<p>◎使用者による虐待</p> <p>障がいのある人を雇用している、事業主などからの虐待</p>
---------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------	---------------------------------------------------

○虐待の種類

- ①身体的虐待 暴行を加えること。また、身動きが取れない状態にすること。
- ②性的虐待 無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。
- ③放棄・放任（ネグレクト） 食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどしないこと。
- ④心理的虐待 侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。
- ⑤経済的虐待 本人の同意なしに財産を使うこと。また、本人に理由なく金銭を与えないこと。

○静岡市障害者虐待防止センター（市内11箇所の相談窓口）

相談窓口	電話番号
障害者相談支援推進センター（24時間365日受付）	054-266-7719
○葵区の相談窓口	
障害者生活支援センター城東	054-249-3222
障害者地域サポートセンターコンパス北斗	054-278-7828
静岡市支援センターなごやか	054-249-3189
アグネス静岡	054-249-2833
○駿河区の相談窓口	
ひまわり事業団ピアサポート	054-287-5588
静岡済生会療育センター令和 地域支援・相談室「やさしい街に」	054-285-0789
静岡市支援センターみらい	054-285-8871
○清水区の相談窓口	
清水障害者サポートセンターそら	054-366-7781
障害者相談支援センターわだつみ	054-335-1031
はーとばる	054-337-1746

◆静岡市立図書館で実施している福祉サービス

サービス	内容
大活字本	文字の大きさや行間を調整し、大きな活字で組み直した本
点字資料	出版社から出版されている絵本など点字が記されている本
LLブック	文字を読んだり、本の内容を理解したりすることが苦手な人がやさしく読めるよう、写真や絵、わかりやすい文章などを用いて内容がわかりやすく書かれている本
拡大読書器	カメラで撮影した映像(文字)をモニターに大きく表示する読書器
音声応答サービス	専用電話番号にて、音声による開館時間や利用状況の確認などができるサービス
図書・CDの郵送	本やCDを自宅まで郵送するサービス
録音図書 (DAISY)	耳で聴いて読書できるよう本を朗読し、その音声を収録したCD等
宅配サービス	図書館職員が自宅に伺って資料を届けるサービス。静岡市内在住かつ肢体不自由者のみのサービス
対面朗読	朗読者が、指定された資料を利用者の前で読むサービス
その他	館内用車いすやカートなど

○サービスを利用する方法

下記「サービス利用の対象となる障がい等」に該当する図書館利用者が、「障がい者サービス利用登録申込書」を書いて申請し、福祉サービスを受けることが適当であると認められた場合に受けることができます。申請は市立図書館全館で受け付けております。なお、申請は直接来館・電話どちらでも可能です。(代理人申請も可能)

〈サービス利用の対象となる障がい等〉		
・視覚障がい	・知的障がい	・いわゆる「寝たきり」の状態
・聴覚障がい	・内部障がい	・一過性の障がい
・肢体障がい	・発達障がい	・入院患者
・精神障がい	・学習障がい	・その他図書館が認めた障がい

※福祉サービスに関するお問合せは、下記福祉サービス担当までご連絡ください。

葵区・駿河区在住の方：中央図書館 (TEL:054-247-6711)

清水区在住の方：清水中央図書館 (TEL:054-354-1331)

◆広報しずおか・市議会だよりの点字版・音声版について

いずれも希望する人に無料で配布しています。詳細は、下記までお問合せください。

声の広報しずおか・広報しずおか点字版：広報課 (TEL: 054-221-1021・FAX: 054-252-2675) まで

声の市議会だより・市議会だより点字版：調査法制課 (TEL: 054-221-1481・FAX: 054-251-9213) まで

静岡県障がい福祉に関するアンケート調査

～ご協力のお願い～

日頃より、静岡市行政の推進にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

静岡市では、令和2年度に策定した「静岡県障がい者共生のまちづくり計画（令和3年度から令和5年度まで）」に基づき、障がいのある人もない人も、お互いに尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現を目指して、障がい者福祉施策を推進しています。この計画は、障がいのある人を取り巻く環境の変化や制度の改正等に対応するため、3年ごとに策定し直します。

つきましては、令和6年度から始まる次期「静岡県障がい者共生のまちづくり計画」の策定にあたり、皆様のご意見などをお伺いし、計画づくりの基礎資料とするため、アンケート調査を実施いたします。

この調査では、市内にお住まいの満18歳以上の方の中から無作為に3,000人を選び、調査票を送付させていただきました。お答えいただいた内容については、全て統計的に処理し、調査目的以外に使用することは決してありませんので、安心してお答えください。

調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願いいたします。

令和4年11月 静岡市

【ご記入にあたってのお願い】

1. 調査票や封筒に、お名前やご住所を記入する必要はありません。
2. 記入は、黒の鉛筆又はボールペンでお願いします。
3. この調査票では、宛名の方が「ご本人（あなた）」です。できるだけご本人がお答えください。ただし、ご本人が答えられないときは、家族の方などがご本人の意見を聞いて、又はご本人の立場に立ってお答えください。
4. 質問のお答えは、設問ごとに（○は1つ）、（○は3つまで）などそれぞれ指定されていますので、説明にしたがってお答えください。指定されている数よりも該当するものが多い場合は、ご自身のご判断で優先順位の高いものからお答えください。
5. ご記入いただきました調査票は、お手数ですが、3つ折りにして、同封の返信用封筒に入れて**令和4年12月16日（金曜日）まで**に、返送してください。切手を貼る必要はありません。
6. 質問については、ご協力いただける範囲のなかでお答えください。
7. 回答にあたって、分からないことなどがありましたら、お気軽に下記「お問合せ先」にご連絡ください。

お問合せ先 静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部

障害福祉企画課 企画管理係

電話：054-221-1197 FAX：054-221-1494

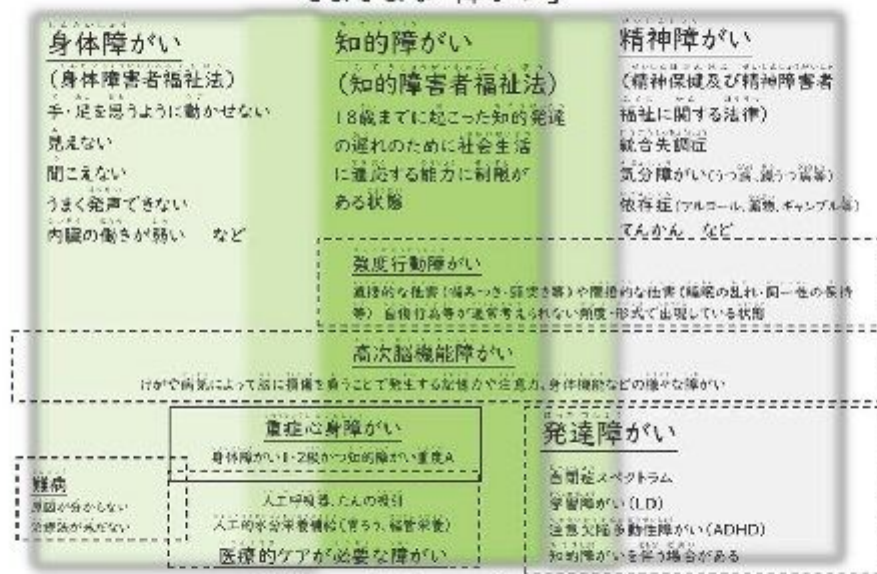
メール：shougai-fukushi@city.shizuoka.lg.jp

～はじめに～

この調査票において、「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいい、障害者手帳を所持している人に限定されません。

社会的障壁とは、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されています（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第2号）。

さまざまな「障がい」



★複数の障がいがある人や、障がいのある人と障がいのない人のほごまで括弧を括弧している人もいます。

「障がい」の表記について

静岡市では、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状況を表す場合は、「害」の字を「ひらがな」で表記していますが、「固有名詞」「法律用語」「医学用語」等は適用除外としています。

あなた(宛名の方)の性別・年齢などについて

【1. 属性・暮らしについて】

【問1】はじめにご本人のことについて、お伺いします。

(1) 性別 (○は1つ)	1 男性 2 女性 3 回答しない
(2) 年齢 ※令和4年12月1日現在	_____ 歳
(3) お住まいの区 (○は1つ)	1 葵区 3 清水区 2 駿河区 4 その他 ()

【問2】あなたは、日頃、障がいのある人と関わりはありますか。(○はいくつでも)

1 家族・親せきにいる	
2 学校や職場の同僚として関わりがある	
3 福祉に関する仕事に携わる中で関わりがある	
4 知人・友人として関わりがある	⇒付問①の次は付問②へ
5 地域行事などの活動で関わりがある	
6 ボランティア活動で関わりがある	
7 地域で見かける程度	
8 その他(具体的に: _____)	
9 関わる機会がほとんどない	⇒付問①の次は問3へ

付問① 障がいや、障がいのある人に対して、主にどのようなイメージをもっていますか。(〇は1つ)

※障がいのある人との関わりを持つ以前のイメージでお答えください。

- | |
|--------------------|
| 1 障がいのない人とあまり変わらない |
| 2 ポジティブなイメージ |
| 3 ネガティブなイメージ |
| 4 考えたことがなかった |
| 5 その他 () |

付問② 問2で1～8と答えた方にお伺いします(9と答えた方は問3へ)。

障がいのある人と関わることで、障がいや、障がいのある人に対する主なイメージはどのようにになりましたか。(〇は1つ)

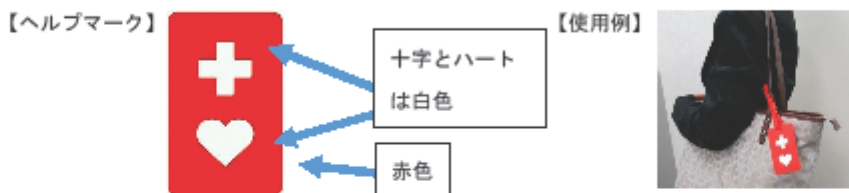
- | |
|--------------------|
| 1 関わる前と変わらない |
| 2 障がいのない人とあまり変わらない |
| 3 ポジティブなイメージが強まった |
| 4 ネガティブなイメージが強まった |
| 5 その他 () |

【問3】あなたは、障がいのある人の介助又は支援をしたことがありますか。

(〇はいくつでも)

- | |
|------------------------------|
| 1 車いすを押すなど、ちょっとした手助けをしたことがある |
| 2 福祉体験の経験がある |
| 3 日常的に介助又は支援している(介助又は支援していた) |
| 4 相談に応じている |
| 5 その他 () |
| 6 介助又は支援をしたことはない |

【問4】あなたは、「ヘルプマーク」（説明は18ページ参照）を知っていますか。
 (○は1つ)



- 1 意味を知っており、使用している
- 2 意味を知っており、使用している人を支援（声かけ、電車やバスで席を譲るなど）したことがある
- 3 意味を知っており、見聞きしたことがある
- 4 意味は知らないが、見聞きしたことがある
- 5 見聞きしたことがない（18ページの説明文を読んではじめて知った）

付問① どのような支援をしましたか。(○はいくつでも)

- 1 「お手伝いしましょうか」など声をかけた
- 2 電車やバスの中で席を譲った
- 3 階段の上り下りを手伝った
- 4 目的の場所まで案内した
- 5 支援を必要とする場面には遭遇しなかったが、困っていないか見守った
- 6 その他 ()

【問8】お住まいの地域で障がいのある人が困っているときに、あなたがその人に対してできることは何ですか。(〇はいくつでも)

- | | | |
|----|-----------------------------------|---|
| 1 | 日常的な安否確認の声かけ | |
| 2 | 話し相手、情報の提供 | |
| 3 | 外出時の自発的な声かけ（「何かお手伝いしますか。」など） | |
| 4 | 外出時のちょっとした手伝い（ドアを開ける、段差で車いすを押すなど） | |
| 5 | 家事のちょっとした手伝い（ゴミ出しなど） | |
| 6 | 短時間の子どもの預かり | |
| 7 | 災害や急病などの緊急時の支援 | |
| 8 | 民生委員など地域福祉の中心となる方との関係づくり | |
| 9 | 何をしたらいいのかわからない | |
| 10 | その他（具体的に： | ） |

【3. 災害対策について】

【問9】あなたは、地震や台風などの災害時に備え、障がいのある人に対し、どのようなことに取り組むべきだと思いますか。（〇は3つまで）

- | | |
|----|-----------------------------------------|
| 1 | 地域・近所での日頃からの協体制づくり |
| 2 | * ¹ 緊急通報システムの普及 |
| 3 | 災害時の情報伝達方法の工夫 |
| 4 | 災害時の生活支援体制の確立 |
| 5 | 災害時の医療受診の確保 |
| 6 | 障がいのある人を避難誘導する体制づくり |
| 7 | * ² 住宅用防災対策のための助成制度の周知 |
| 8 | * ³ 避難行動要支援者避難支援制度の利用・登録を勧める |
| 9 | 避難行動要支援者を対象とした* ⁴ 福祉避難所の拡充 |
| 10 | 訓練実施など住民との交流 |
| 11 | ボランティアの受入れ体制の整備 |
| 12 | 避難行動要支援者のための支援物資の用意 |
| 13 | その他（具体的に： _____） |
| 14 | わからない |

※1「緊急通報システム」とは・・・

電話による119番緊急通報が困難な方に向けて導入している、FAXまたは携帯電話等のインターネット接続機能を利用した通報を行うシステムです。

※2「住宅用防災対策のための助成制度」とは・・・

身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方を対象に、住宅の家具等固定、耐震診断、耐震補強工事（非木造住宅は対象外）にかかる費用に対して補助する制度です。

※3「避難行動要支援者避難支援制度（旧称：静岡市災害時要援護者避難支援制度）」とは・・・

高齢者や障がいのある方など災害時の支援を希望される方が、あらかじめ必要な事項を名簿等に登録し、その情報をもとに、自主防災組織（自治会・町内会）などの地域住民が、平常時の声かけや見守り、災害時の安否確認および避難支援を行う制度です。

※4「福祉避難所」とは・・・

高齢者や障がいのある方など、一般的な避難所では生活に支障を来たす人たちのために、配慮された避難所です。

【問10】あなたは、地震や台風などの災害が起きたときに、障がいのある人に対し、どのような支援ができますか。（〇はいくつでも）

- | | | |
|---|---------------------------------------------|---|
| 1 | 防災訓練への参加などによる地域・近所での日頃からの協力体制づくり | |
| 2 | 近隣に住んでいる避難行動要支援者への声かけによる安否確認 | |
| 3 | 地域の避難場所までの避難誘導 | |
| 4 | （避難所で生活をするようになった場合）避難所での移動の介助や、連絡事項の伝言などの支援 | |
| 5 | その他（具体的に： _____） |) |
| 6 | わからない | |
| 7 | 支援はできない | |

【4. 障がいのある人の雇用・就労について】

【問11】あなたは、障がいのある人と障がいのない人が一緒に働くときに、障がいのある人にとってはどういった環境（配慮）が必要であると思いますか。

（〇は3つまで）

- | | | |
|----|------------------------------------|---|
| 1 | 働く時間や日数を調整できること | |
| 2 | 通勤・通所手段があること | |
| 3 | 通院日の確保について配慮があること | |
| 4 | 在宅ワークできる設備があること | |
| 5 | 障がいの程度に合った仕事が切り分けられていること | |
| 6 | 職業訓練などで就労のための技術を身につけられる制度が充実していること | |
| 7 | 勤務場所に障がいのある人のための設備・機器が整っていること | |
| 8 | 雇う側や同僚に、障がいを理解するための研修や教育がなされていること | |
| 9 | *ジョブコーチなど職場に慣れるまで支援する制度が利用できること | |
| 10 | 雇う側に、配慮してほしい内容が、予め具体的に示されていること | |
| 11 | 職場により指導者や支援者、相談できる先輩がいること | |
| 12 | その他（具体的に： _____） |) |
| 13 | わからない | |

※「ジョブコーチ」とは・・・

障がいのある人の就労にあたり、障がいの特性に合った仕事の組み立てや職場生活に必要な支援を行ったり、職場の人に、覚えやすい仕事の教え方や接し方などを伝え、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える人のことです。

【6. ボランティア活動への参加について】

【問12】あなたは、障がい福祉関係のボランティア活動への参加について関心がありますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 とても関心がある | 4 まったく関心がない |
| 2 ある程度関心がある | 5 わからない |
| 3 あまり関心がない | |

【問13】あなたが、ボランティア活動で参加したことがあるものをお答えください。(○はいくつでも)

- | |
|-------------------------------|
| 1 手話・点訳・音訳・要約筆記の活動 |
| 2 食事や入浴、衣類の着脱などの手伝い |
| 3 買い物や掃除、草取りなどの身の回りの手伝い |
| 4 外出時の手伝い、外出支援(ガイドヘルプ)、送迎サービス |
| 5 配食サービス |
| 6 福祉施設、通所事業所などでの手伝い |
| 7 相談・見守り(安否確認)、話し相手 |
| 8 スポーツ・レクリエーションの指導・介助 |
| 9 一般的な電気器具や道具の使い方のアドバイス |
| 10 専門技術を生かした教育・活動・指導活動 |
| 11 ふれあい活動や交流活動、イベント等の手伝い |
| 12 ボランティアとして活動したことはない |
| 13 その他(具体的に: _____) |
| 14 特になし |

【問14】あなたは、今後、ボランティアとして、どのような活動に参加したいと思いますか。前問(問13)の選択肢の中から最大3つまで選んでその番号を記入してください。

(_____) (_____) (_____)

【7. 障がいのある人への理解について】

【問15】あなたは、福祉について関心がありますか。（○は1つ）

- 1 とても関心がある
- 2 ある程度関心がある

- 3 あまり関心がない
- 4 まったく関心がない
- 5 わからない

⇒問16へ

付問① あなたが関心のある福祉の分野は何ですか。（○はいくつでも）

- 1 身体障がいのある人の福祉に関すること
- 2 知的障がいのある人の福祉に関すること
- 3 精神障がいのある人の福祉に関すること
- 4 発達障がいのある人の福祉に関すること
- 5 医療的ケア児への支援に関すること
- 6 児童福祉や子育ての支援に関すること
- 7 難病患者の福祉に関すること
- 8 高次脳機能障害の福祉に関すること
- 9 高齢者の福祉に関すること
- 10 社会福祉や地域福祉全般に関すること
- 11 その他（

）

【問16】あなたは、日頃、福祉サービスに関する情報を主に何をきっかけにして知ることが多いですか。（〇は3つまで）

- | | |
|----|-----------------------|
| 1 | 広報しずおか（静岡市の広報紙） |
| 2 | 行政（市・県・国）が発行する出版物 |
| 3 | 障がい者団体が発行する出版物 |
| 4 | 行政（市・県・国）のホームページ |
| 5 | その他のホームページ（インターネット検索） |
| 6 | 行政（市・県・国）のSNS |
| 7 | その他のSNS |
| 8 | 新聞・雑誌 |
| 9 | テレビ・ラジオ |
| 10 | 医療機関 |
| 11 | 市の窓口（市役所・区役所・保健所など） |
| 12 | 家族・親せき |
| 13 | 友人・知人 |
| 14 | 近所の人 |
| 15 | 民生委員・児童委員 |
| 16 | 学校の先生 |
| 17 | その他（具体的に： _____） |
| 18 | 情報を手に入れる方法がない・分からない |
| 19 | 情報を手に入れようと思うきっかけがなかった |

【問17】あなたは、平成28年4月1日から施行された「障害者差別解消法（19ページ参照）」を知っていますか。（〇は1つ）

- | | |
|---|----------------------------------------------------|
| 1 | 法律の存在を知っており、令和3年に改正されたことを知っている |
| 2 | 法律の存在は知っているが、改正されたことは知らない
（19ページの説明文を読んで初めて知った） |
| 3 | 知らない（19ページの説明文を読んで初めて知った） |

【問18】あなたは、社会が障がいのある人に対し、障がいを理由とする差別や偏見があると思いますか。(〇は1つ)

- 1 あると思う 2 少しはあると思う 3 ないと思う ⇒問19へ

→付問① 障がいのある人に対して、差別や偏見があると感じるのは、どのようなときですか。(〇はいくつでも)

- 1 障がいを理由に障がい者の対応の順番が後回しになったとき
 2 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかけたとき
 3 お店やサービスの利用を断られたとき
 4 道路が狭く、段差も多く、スロープもなかったとき
 5 就職活動の際、障がいを理由に面接を断られたとき
 6 その他(具体的に:)

【問19】あなたは、「成年後見制度(20ページ参照)」を知っていますか。(〇は1つ)

- 1 既に利用している
 2 相談したことがあるが、利用したことがない
 3 言葉は知っているが、内容はよく知らない
 4 知らない(20ページの説明文を読んでからはじめて知った)

【問20】あなたは、「日常生活自立支援事業(21ページ参照)」を知っていますか。(〇は1つ)

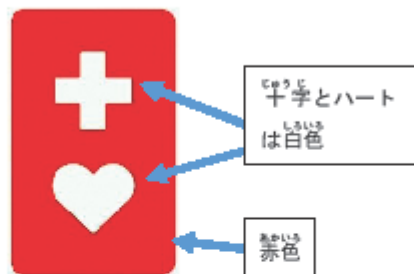
- 1 既に利用している
 2 利用したことはないが、事業は知っている
 3 言葉は知っているが、内容はよく知らない
 4 知らない(21ページの説明文を読んでからはじめて知った)

17ページ～22ページは、ページを切り取り、
自宅保存用としてご利用ください。

切り取り

《用語説明》

(ヘルプマーク)



(ヘルプカード)



ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにするためのマークです。ヘルプカードは、自分の名前、障がいや病名、連絡先などを必要に応じて書き込むことができ、災害が起きたときや、外出先で困ってしまったときなど、いざというときに必要な支援を受けるのに役に立ちます。

このマークを見かけたら、電車やバスで席を譲る、困っているようなら声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。

○ 静岡市では、次の窓口でヘルプマーク・ヘルプカードを配布しています

窓口	場所	電話
菱福祉事務所 障害者支援課	静岡庁舎新館 2階	054-221-1099
駿河福祉事務所 障害者支援課	駿河区役所 1階	054-287-8690
清水福祉事務所 障害者支援課	清水庁舎 1階	054-354-2106
清水福祉事務所 蒲原出張所	蒲原支所 1階	054-385-7790
障害福祉企画課	静岡庁舎新館 15階	054-221-1197
保健予防課	城東保健福祉エリア 保健所棟 2階	054-249-3177
精神保健福祉課	城東保健福祉エリア 保健所棟 2階	054-249-3179

◆**障害者差別解消法**（平成28年4月1日施行／令和3年6月4日改正・3年以内施行）

この法律は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がい者を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

令和3年には改正され、民間事業者の「障害者への合理的配慮」についても、法的義務とすることなどが定められ、改正から3年以内に施行されることとなりました。

○障がいを理由とする差別とは

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような、「**不当な差別的取扱い**」をする行為をいいます。

また、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な「**合理的配慮**」を行うことが求められます。

●**障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)**

障がい者として、サービスの提供が拒否されたり制限されたりします。



●**合理的配慮(例)**

障がい者から、合理的配慮を求められた場合に、



社会的障壁とは？

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を営む上で障壁となるようなものを指します。

- ①**社会における事物**（通行・利用しにくい施設・設備など）
- ②**制度**（利用しにくい制度など）
- ③**慣行**（障害のある方の存在を認識しない慣習・対応など）
- ④**観念**（障害のある方への偏見など）

とどがあげられます。



例 物販店の段差
例 店舗
例 ホームページの
見出しが読めず、
見出しが読めず、
見出しが読めず、

○各機関における差別を解消するための措置

不当な差別的取扱い		障害者への合理的配慮	
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	法的 義務	障害者に対し、合理的配 慮を行わなければなりません。
民間事業者の ※民間事業者には、個人事 業者、NPO等の非営利事 業者も含まれます。	禁止 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	努力 義務	障害者に対し、合理的配 慮を行うよう努めなければ なりません。

※民間事業者の「障がい者への合理的配慮」についても、法改正により、令和3年6月4日から起算して3年以内に、法的義務になります。

◆成年後見制度について(平成12年4月1日施行)

成年後見制度は、障がいなどで十分な判断能力がない方を対象に、法律面や生活面で、本人の希望にそった支援をし、保護することを目的としています。

福祉・医療・介護サービスなどの各種手続きや契約行為、財産の管理や日常的な金銭の管理について、本人の意思をできるだけ尊重し、生活を送るうえで一方的に不利益が生じないよう、権利や財産を守るための制度です。

家庭裁判所が成年後見人等を選任する「法定後見」とあらかじめ本人が任意後見人を選ぶ「任意後見」があります。

「法定後見」は判断能力の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」があり、また、「任意後見」は、本人の判断能力が十分なうちに、任意後見受任者と契約を結び、判断能力が不十分な状況になったときに備えるものです。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律は、認知症、知的障がいその他の精神上的障がいがあることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの人を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定されたものです。

	任意後見制度	法定後見制度		
		補助	保佐	補助後見
対象者	判断能力があり、自分の将来に備えようとする方	判断能力が不十分な方 例：日常的な買物は問題なくできるが、高額な買物は不安	判断能力が著しく不十分な方 例：日常的な買物は問題なくできるが、高額な買物にはサポートが必要	判断能力が全くない方 例：日常的な買物も難しい
後見人等	契約により自分で決められる	家庭裁判所が選任する		
監督人 (後見人等を監督)	必ず、家庭裁判所が選任する	必要に応じて、家庭裁判所が選任する		
後見人等の代理権	自分自身で範囲を決めておく	申立てにより家庭裁判所が定める行為 (別途申立て・本人の同意が必要)		原則として全ての法律行為

◆日常生活自立支援事業について

認知症や知的・精神障がい等により、日常生活を営む上で必要な福祉サービスを自分の判断で適切に利用することが難しい方を対象に、「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、「日常的な金銭管理」や「書類預かり」を行います。

ただし、この事業はご本人との「契約」により行うため、契約内容を理解できる一定の判断能力が必要になります。

◆**障害者虐待防止法**（平成24年10月1日施行）

この法律は、虐待によって障がいのある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。
 家庭や施設、勤務先で、障がいのある人への虐待を発見した人は、速やかに市役所や障害者虐待防止センターに通報することが義務付けられました。

○障がい者虐待とは

◎**養護者による虐待**

身の回りの世話などを行っている家族や親族、同居人などからの虐待

◎**障がい者福祉施設従事者等による虐待**

障がい者福祉施設などで働いている職員からの虐待

◎**使用者による虐待**

障がいのある人を雇用している事業主などからの虐待

○虐待の種類

①**身体的虐待**

暴行を加えること。また、身動きが取れない状態にすること。

②**性的虐待**

無理やりわいせつなことをしたり、させたりすること。

③**放棄・放任（ネグレクト）**

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどしないこと。

④**心理的虐待**

侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

⑤**経済的虐待**

本人の同意なしに財産を使うこと。また、本人に理由なく金銭を与えないこと。

○静岡市障害者虐待防止センター（市内11箇所の相談窓口）

相談窓口	電話番号
障害者相談支援推進センター(24時間365日受付)	054-266-7719
○葵区の相談窓口	
障害者生活支援センター城東	054-249-3222
障害者地域サポートセンターコンパス北斗	054-278-7828
静岡市支援センターなごやか	054-249-3189
アグネス静岡	054-249-2833
○駿河区の相談窓口	
ひまわり事業団ピアサポート	054-287-5588
静岡済生会療育センター令和 地域支援・相談室「やさしい街に」	054-285-0789
静岡市支援センターみらい	054-285-8871
○清水区の相談窓口	
清水障害者サポートセンターそら	054-366-7781
障害者相談支援センターわだつみ	054-335-1031
はーとぼる	054-337-1746